令和７年度版

空き家バンク活用支援事業補助金

この補助金は、「空き家バンクいわき」の利用促進による空き家の解消を図るため、空き家バンク登録に必要な**「登記手続等」**に要する費用と、空き家バンクを通じて購入等をした建物の**「改修」**に要する費用の一部を補助する制度です。

募集件数

◇『**登記手続等**』に係る補助　**１０件程度**
◇『**改修**』に係る補助　　**３件程度**

補助金の額

◇『**登記手続等**』に係る補助　**補助対象経費の 1/2、上限　５万円**
◇『**改修**』に係る補助　　**補助対象経費の 1/2、上限 50 万円**

募集期間

令和７年５月 12 日（月）～　令和８年１月 30 日（金）

※　先着順とし、募集件数に達し次第終了となります。

応募方法

裏面に記載する必要書類を、下記「お問い合わせ先」の『住まい政策課』に**持参**いただくか、**郵送**にて提出してください。

※　所定の様式は、ホームページからダウンロードできます。

いわき市　空き家バンク活用支援事業

お問い合わせ先

いわき市役所　都市建設部　住まい政策課　空き家対策係
〒970-8686　いわき市平字梅本 21（市役所本庁舎６階）
電話番号：0246-22-7593（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
E-mail　：sumaiseisaku@city.iwaki.lg.jp

詳しい内容は、裏面をご覧ください。

『登記手続等』に係る補助

空き家バンクへの登録を目的とした「相続登記等」を行う際に要する費用の一部を補助します。

１　補助対象空き家

⑴「空き家バンクいわき」への登録を予定している空き家であること。
※未接道の場合など、各種要件により登録できない場合があります。
⑵ 個人が所有しているものであること。

２　補助対象者

⑴ 補助対象空き家の所有者又はその相続人であること。
⑵ 補助対象者が補助金の交付申請日において市税の滞納がないこと。
⑶ 暴力団関係者でないこと。

３　補助対象経費

⑴ 補助対象空き家の不動産登記に係る登記手数料相当額
⑵ 不動産登記を行う資格を有する司法書士等に係る委託料
⑶ 補助対象空き家の相続登記に係る戸籍謄本、住民票等の手数料相当額及び通信運搬費等

４　補助金の額

⑴ 補助率　　補助対象経費の２分の１
⑵ 補助上限額　５万円（1,000 円未満切り捨て）

５　応募時の必要書類

⑴ 補助事業等交付申請書（第１号様式）
⑵ 事業計画書（第２号様式）
⑶ 位置図
⑷ 登記手続等に係る事業における誓約書（第３号様式）
⑸ 登記事項証明書（未登記の場合は、資産に関する証明書又は固定資産税納税通知書等の写し）
⑹ 申請者の納税証明書（第４号様式）
⑺ 補助対象経費の内容が確認できる見積書
⑻ 口座振替依頼書

『改修』に係る補助

空き家バンクを通じて購入又は賃借した住宅を「改修」する際に要する費用の一部を補助します。

１　補助対象空き家

⑴「空き家バンクいわき」に登録されている空き家であること。
⑵ 補助対象空き家の改修を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、居室のほか生活に必要な水廻り（台所、浴室、便所）を備えていること。

２　補助対象者

⑴ 自らが居住するために購入又は賃借する者であること。（交付決定前に着手した場合は対象外）
⑵ 補助対象者が補助金の交付申請日において市税の滞納がないこと。
⑶ 暴力団関係者でないこと。

３　補助対象経費

⑴ 補助対象空き家（併用住宅の場合にあっては、住宅の用に供する部分に限る。）の、
内外装、玄関、居室、台所、浴室、便所等を対象とした改修に係る費用

４　補助金の額

⑴ 補助率　　補助対象経費の２分の１
⑵ 補助上限額　50 万円（1,000 円未満切り捨て）

５　応募時の必要書類

⑴ 補助金等交付申請書（第１号様式）
⑵ 事業計画書（第２号様式）
⑶ 位置図
⑷ 改修に係る事業における誓約書（第５号様式）
⑸ 申請者の住民票の写し
⑹ 申請者の納税証明書（第４号様式）
⑺ 補助対象経費の内容が確認できる見積書（内訳明細書を含む）、図面及び改修箇所の写真
⑻ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
⑼ 口座振替依頼書

申請手続きの流れ『登記手続等』

空き家バンク | **市民（申請者）** | **市（住まい政策課）**

空き家バンク登録の事前相談

広報・周知（R7/4/30～）

申請受付～交付決定

① **申請書の提出**
R 7/5/12～R 8/1/30

② **申請書の受付**
（随時）

③ **申請書の審査**
（随時）

④ **交付決定の通知**
（受付から 10 日程度を目安）

⑤ **交付決定通知の受領**

事業着手～完了

（⑥ **計画変更申請**）
※要問合せ

⑦ **事業の着手（着手届提出）**
※交付決定通知の受領後

⑧ **着手届の受領**

⑨ **登記手続等完了後、物件登録申込み**

⑩ **申込み書の受領**

⑪ **申込み書の写しを交付**

⑫ **事業完了の報告（実績報告等提出）**
※R 8/3/31 提出期限

⑬ **完了書類の受領**

⑭ **書類の審査**
（随時）

補助金交付

⑮ **補助金の確定通知**
（随時）

⑯ **補助金の確定通知の受領**（随時）

⑰ **補助金の請求**
※事務手続き上、⑫で提出

⑱ **補助金請求書の受領**

⑲ **補助金の交付**
（随時）

⑳ **補助金の受領**

申請手続きの流れ　『改修』

空き家バンク	市民（申請者）	市（住まい政策課）
空き家バンク登録物件の購入又は賃借		広報・周知（R7/4/30～）

申請受付～交付決定

① **申請書の提出**
R 7/5/12～R 8/1/30

→

② **申請書の受付**
（随時）

↓

③ **申請書の審査**
（随時）

↓

④ **交付決定の通知**
（受付から 10 日程度を目安）

←

⑤ **交付決定通知の受領**

↓

工事着手～完了

（⑥ **計画変更申請**）
※要問合せ

- - →

↓

⑦ **工事の着手（着手届提出）**
※交付決定通知の受領後

→

⑧ **着手届の受領**

↓

⑫ **工事完了の報告（実績報告等提出）**
※R 8/3/31 提出期限

→

⑬ **完了書類の受領**

↓

⑭ **書類の審査**
（随時）

↓

補助金交付

⑮ **補助金の確定通知**
（随時）

←

⑯ **補助金の確定通知の受領**（随時）

↓

⑰ **補助金の請求**
※事務手続き上、⑫で提出

→

⑱ **補助金請求書の受領**

↓

⑲ **補助金の交付**
（随時）

←

⑳ **補助金の受領**